

徳島県「次世代光」による地方大学・地域産業創生加速化補助事業 交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、次世代「光」の活用による光関連分野のさらなる発展を目指し、次世代「光」に関する応用専門人材の育成や産業振興・雇用創出に資する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、県内事業者又は県内の高等教育機関と事業者等からなるコンソーシアムの代表者とし、コンソーシアム構成機関を含む各実施主体が次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、県内事業者とは、徳島県内に生産拠点又は開発拠点を有している者とし、コンソーシアムにおいては構成機関に県内事業者を1社以上含めること。

(1) 高等教育機関について、以下の要件が満たされていること。

ア 学生募集停止中でないこと。

イ 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本補助金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと。

ウ 設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと。

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと。

オ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしている大学であって、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと。

(2) 事業者等（県内事業者を含む）について、以下の要件が満たされていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号の規定に該当する者でないこと。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

ウ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

エ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 破産者で復権を得ない者

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反する者として公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

ケ 事務所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う次の各号に該当する事業とし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

（1）「光」応用専門人材の育成に関する事業

- ・光関連産業の振興に資する教育研究の活性化を図る取組
- ・光関連産業を担う専門知識及び技能を持った人材育成の取組

（2）次世代「光」関連産業の振興・雇用創出に資する事業

- ・次世代「光」関連技術の社会実装に繋がる取組
- ・2025年「大阪・関西万博」における「とくしま『まるごとパビリオン』」において、未来社会の姿として成果発信が期待できる次世代「光」技術を活用した取組

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金交付申請書）

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が特に認めるものを除き、別に定める公募期間終了までとする。

4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における課税事業者である場合には、第1項の申請書を提出するの当たって、当該補助金に係る消費

税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（次号及び第3号において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- （2）補助事業者が、取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （3）補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、事業費の2割以内の減額、又は、補助事業に要する経費のうち、経費の各内訳ごとの配分額の2割以内の流用による金額の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 成果を証する書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告については、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第5条4項ただし書きにより、交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続きを行うものとする。
- 5 第5条4項ただし書きにより、交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第6号)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 規則第15条に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、知事は当該補助金の交付決定を取り消し、支払った補助金の返還を命じることができる。

- (1) 偽り、その他不正な行為によって本補助金の支給を受けた場合
 - (2) 本補助事業に関する調査等を拒んだ場合
- 2 補助金の返還の期限については、規則第15条第1項の場合にあっては返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては返還の命令がなされた日とする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、その購入に要した経費の額が一件

につき10万円以上の機械装置及び機具とする。ただし、国庫補助対象事業等で別に定める場合は、この限りではない。

- 2 規則第17条第3号の知事が別に定める財産は、その購入に要した経費の額が一件につき5万円以上の図書とする。
- 3 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第16条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（補助対象事業の検査等）

- 第17条 知事は、補助対象事業を行う者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

別表

経 費	対 象 経 費	補 助 率
(1)「光」応用専門 人材の育成に関する事 業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、備 品購入費、通信運搬費、委託料、使用 料及び賃借料、その他知事が特に必要 と認める経費	1/2
(2)次世代「光」関 連産業の振興・雇用創 出に資する事業	原材料費、旅費、消耗品費、備品購入 費、委託料、その他知事が特に必要と 認める経費	